

<令和8年度税制改正> 大胆な投資促進税制 (特定生産性向上設備等投資促進税制)

2026年1月

経済産業省 経済産業政策局

(留意事項)

本資料は、大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）について早期に情報周知を行うことを目的として、令和8年度税制改正大綱の記載に基づいて整理しているため、今後情報が一部変更となる可能性があります。本税制を活用いただく際には常に最新の情報をご確認ください。

大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）

（１）目的： 高付加価値な国内設備投資の推進

（２）対象業種： 全ての業種を対象

（３）対象資産：

- 生産等に必要な設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）
- 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上）
- ROI水準：15%以上

（４）措置内容：

- 即時償却または税額控除 7 %（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除 4 %）
 - 控除上限：法人税額の20%
- 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除）
 - 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、繰越税額控除（3年間）が可能。

（５）措置期間：

- 令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき法律の確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

（６）他の設備投資税制の適用：

- 本措置の適用を受ける場合、投資計画期間中は、中小企業経営強化税制、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の設備投資税制は適用しない。

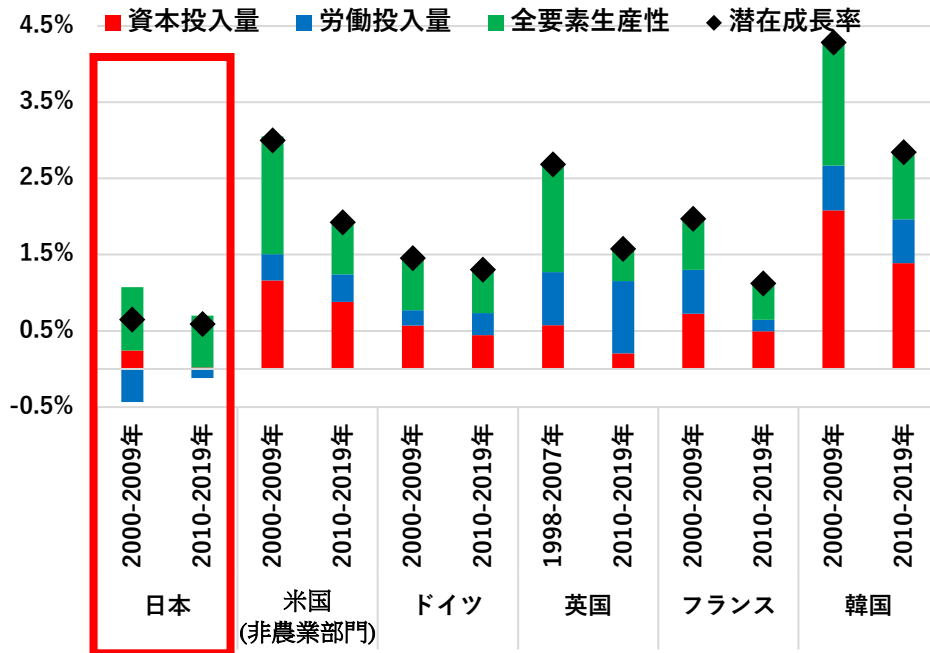
（７）租税特別措置の不適用措置（ムチ税制）：

- 大企業については、対前年度の所得を上回る事業年度において、次のいずれかに該当する場合、本制度（繰越税額控除を除く）を適用しない。
 - (1) 継続雇用者の給与等支給額の対前年度増加率1%未満（従業員数2,000人超の場合等は2%未満）
 - (2) 国内設備投資額が当期償却費総額の30%以下（従業員数2,000人超の場合等は40%以下）

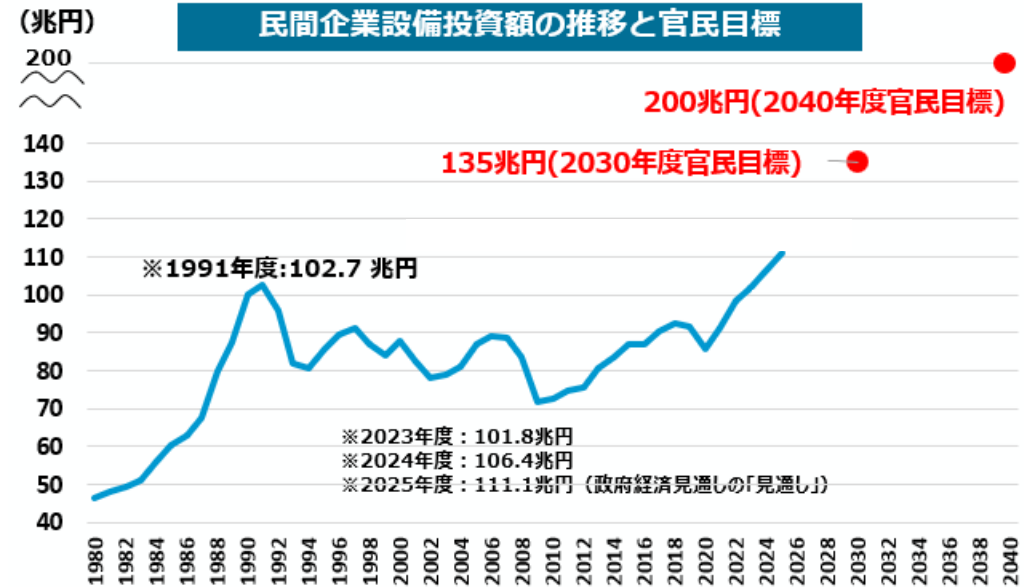
官民投資目標と導入の背景

- 日本の潜在成長率は諸外国と比較して低く、資本投入量の差が大きな要因の一つ。
- 政府と経団連は、2030年度に135兆円、2040年度に200兆円を目標と設定。

潜在成長率の寄与度の比較（各期間の平均値）



設備投資に関する官民投資目標



諸外国の制度



米国

- 2025年7月に成立したOBDD法において、米国内での設備投資に対して即時償却措置を恒久化しつつ、その対象に建物を追加(建物は時限措置)。



ドイツ

- 2025年7月に成立した減税法において、設備投資償却率を最大30%に引き上げつつ、2028年より法人税率を1%ずつ5年間引き下げ予定(実施後は24.9%)

(出所) 左図: 内閣府「GDPギャップ、潜在成長率」(2025年3月18日)、米国議会予算局「An Update to the Budget and Economic Outlook: 2019 to 2029」(2019年8月21日)、「The Budget and Economic Outlook: 2022 to 2032」(2022年5月25日)、ドイツ経済諮問委員会「SPRING REPORT 2024」(2024年5月15日)、英国予算責任局「Economic and fiscal outlook」(2022年11月16日及び2025年3月26日)、世界銀行「A Cross-Country Database of Potential Growth」(2023年3月27日)を基に作成。

高市内閣総理大臣記者会見（令和7年12月17日）

「強い経済」を構築することで、国民の皆様の今の暮らしや未来への不安を希望に変える、そのための成長戦略の肝は「危機管理投資」です。

「危機管理投資」とは、経済安全保障、食料安全保障、エネルギー・資源安全保障、健康医療安全保障、国土強靱（きょうじん）化対策、サイバーセキュリティなどの様々なリスクや社会課題に対し、官民が手を携え、先手を打って行う戦略的な投資です。世界共通の課題解決に資する製品・サービスやインフラを国内外の市場に展開できれば、更なる日本の経済成長につながります。補正予算では、必要な政策に早期に着手するため、頭出しとなる予算を約6.4兆円措置しました。令和8年度税制改正におきましても、**大胆な「投資促進税制」創設**など、成長に向けた税制を措置する方針です。令和8年度当初予算でも、「AI（人工知能）ロボティクスの汎用基盤モデル」の開発に対する支援など、戦略分野に対する支援の深掘りを行い、切れ目なく「危機管理投資」を推進していきます。

高市政権では、「日本成長戦略本部」を立ち上げ、17の戦略分野と8つの分野横断的課題を確定しました。17の戦略分野につきましては、複数年度の財源フレームに基づく枠組みや、大胆な「投資促進税制」を含む官公庁による調達や規制改革等による需要創出・拡大策を含む「官民投資ロードマップ」を来夏までに策定します。事業者の予見可能性を高めることで、強力に民間投資を引き出してまいります。さらに、「新技術立国」に向け、宇宙やフュージョンエネルギーなどの、成長が見込まれ、かつ、研究開発の難易度が高い技術領域について、「研究開発税制」の深掘りを行う方針です。

高市内閣総理大臣 エコノミスト総会（令和7年12月23日）

私は、今の日本に必要なのは、行き過ぎた緊縮財政によって、国力を衰退させることではなくて、責任ある積極財政によって、国力を強くすることだと思っております。今始めなきゃ間に合わない、そう思っております。

先週の金曜日に与党税制調査会で、令和8年度税制改正大綱が取りまとめられました。税制改正大綱では、『経済あつての財政』という方針に基づいて、大胆な『危機管理投資』、そして『成長投資』による力強い経済成長の実現に向けて、大きな歩みを踏み出しております。

近年、やはり見ておりますと欧米各国において国内投資の促進策が強化されております。それに加えて、足元では、米国の関税措置の影響など、このサプライチェーンですとか事業見通しに不確実性が生じていると。こうした中で、我が国も、同志国に見劣りしない水準の競争力ある事業環境整備を行う必要がございます。

その一つが、『大胆な投資促進税制』の創設です。『強い経済』を実現するための高付加価値型の設備投資、これを強力に後押しということになります。『大胆な投資促進税制』というのは、全業種を対象に、建物を含めた一定規模以上の高付加価値な設備投資に対して、『即時償却』、又は『税額控除7パーセント』を利用可能とする制度です。

これは事業者の予見可能性に最大限配慮して、投資収益率や投資規模などの要件を満たす全ての事業者に広く利用していただける制度にしております。この税制の運用が可能となる投資は年間約4兆円を見込んでおります。

また、日本に強みがある技術の社会実装を進める、これすごく大事です。せっかくこんなにすごい技術があるのに、これが製品になってない、サービスになってない、インフラになってない、もったいないと私は思ってます。ですから、そういう社会実装を進めて、あとは勝ち筋となる産業分野について、国際競争力の強化、人材育成に資する戦略的支援を進めていくということで、『新技術立国』を掲げております。

税制改正大綱には、『新技術立国』に向けて、量子や宇宙、フュージョンエネルギーなど、この成長が見込まれて、かつ、研究開発の難易度が高い技術領域について、『研究開発税制』を強化することも、盛り込ましていただいております。

企業におかれましては、これらの税制を活用して、国内設備投資、国内っていうのが肝心なところで、国内設備投資で、資本ストックの質を向上させて、供給能力を抜本的に強化していただくということを期待しております。

特に、投資促進税制を御利用いただくためには、『3年間の集中的な投資決定期間』内に投資判断を行う必要がございます。この3年間に投資決定に向けた動きを加速していただきたいと考えております。

また、こうした投資を通じて、将来の企業の収益改善や税収の向上を期待しております。

対象者・対象資産

- **青色申告書を提出する法人**が、「生産等設備」を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、**「特定生産性向上設備」に該当する設備を取得し、事業の用に供した場合**に、本税制の適用対象となる。

適用 対象者

- **青色申告書を提出する法人**

- 但し、中小企業者（適用除外事業者該当するものを除く。）又は農業協同組合等以外の法人の所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれかに該当しない事業年度においては、本制度（繰越税額控除制度を除く。）を適用しないこととする。
 - ① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上（資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2000人を超える場合には、2%以上）であること。
 - ② 国内設備投資額が当期償却費総額の30%（資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2000人を超える場合には、40%）を超えること。

対象資産

- 「生産等設備」を構成する**機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア**（一定の規模以上のものに限る。）で、「特定生産性向上設備」（仮称）（その法人が同法の改正法の施行の日から**令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたもの**に限る。）に該当するもの

適用要件

- 本税制の適用を受けるための要件は以下の通り。
- 投資下限額（大企業：35億円以上、中小企業者等：5億円以上）を満たし、投資案件の投資収益率が15%以上と見込まれる案件である必要がある。

投資計画 に関する要件

本税制の対象となる「特定生産性向上設備等」とは、産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものをいう。

- ① 生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上（中小企業者又は農業協同組合等については、5億円以上）であること
- ② 生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率が15%以上であることが見込まれるものであること
- ③ 生産性向上設備等の導入に係る投資計画にその実現に必要な資金調達手段が記載されていること
- ④ 生産性向上設備等の導入に係る投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること
- ⑤ 上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等の要件を満たすものであること

投資利益率の計算方法について

- 本税制について、投資利益率の要件を満たす設備が対象となり、当該要件を含めた投資計画の内容について経済産業大臣（経済産業局）が確認することとなる。

投資利益率の計算方法

- ・ 生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率が 15%以上となることが見込まれるものであること。
- ・ 投資利益率は、次の算式によって算定。

<計算式（調整中）>

営業利益 + 減価償却費※1

設備投資額※2

※1 会計上の減価償却費

※2 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

措置内容（税制インセンティブ）

- 本税制の適用を受ける場合、対象設備に対して、即時償却又は取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については4%）の税額控除の適用を選択することが可能となる。
- なお、税額控除を選んだ場合、当期法人税額の20%が控除上限となる。

設備の種類	取得価額	税額控除率
機械装置	一台又は一基の取得価額が <u>160万円以上</u> のもの	税額控除 <u>7%</u> or <u>即時償却</u>
工具 及び器具備品	それぞれ一台又は一基の取得価額が <u>120万円以上</u> のもの（それぞれ一台又は一基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）	税額控除 <u>7%</u> or <u>即時償却</u>
建物	一の取得価額が <u>1000万円以上</u> のもの	税額控除 <u>4%</u> or <u>即時償却</u>
建物附属設備 及び構築物	それぞれ一の取得価額が <u>120万円以上</u> のもの（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）	税額控除 <u>4%</u> or <u>即時償却</u>
ソフトウェア	一の取得価額が <u>70万円以上</u> のもの（販売目的のソフトウェアは除く）	税額控除 <u>7%</u> or <u>即時償却</u>

(参考) 利用が想定される事例

- 事業者は、対象資産毎に、即時償却又は税額控除を選択することが可能。

事例

- 自社製品の供給能力を拡大するため、工場を新設。工場内には、新たに生産設備を整備し、製造ラインを自動制御するためのソフトウェアを導入。

投資計画

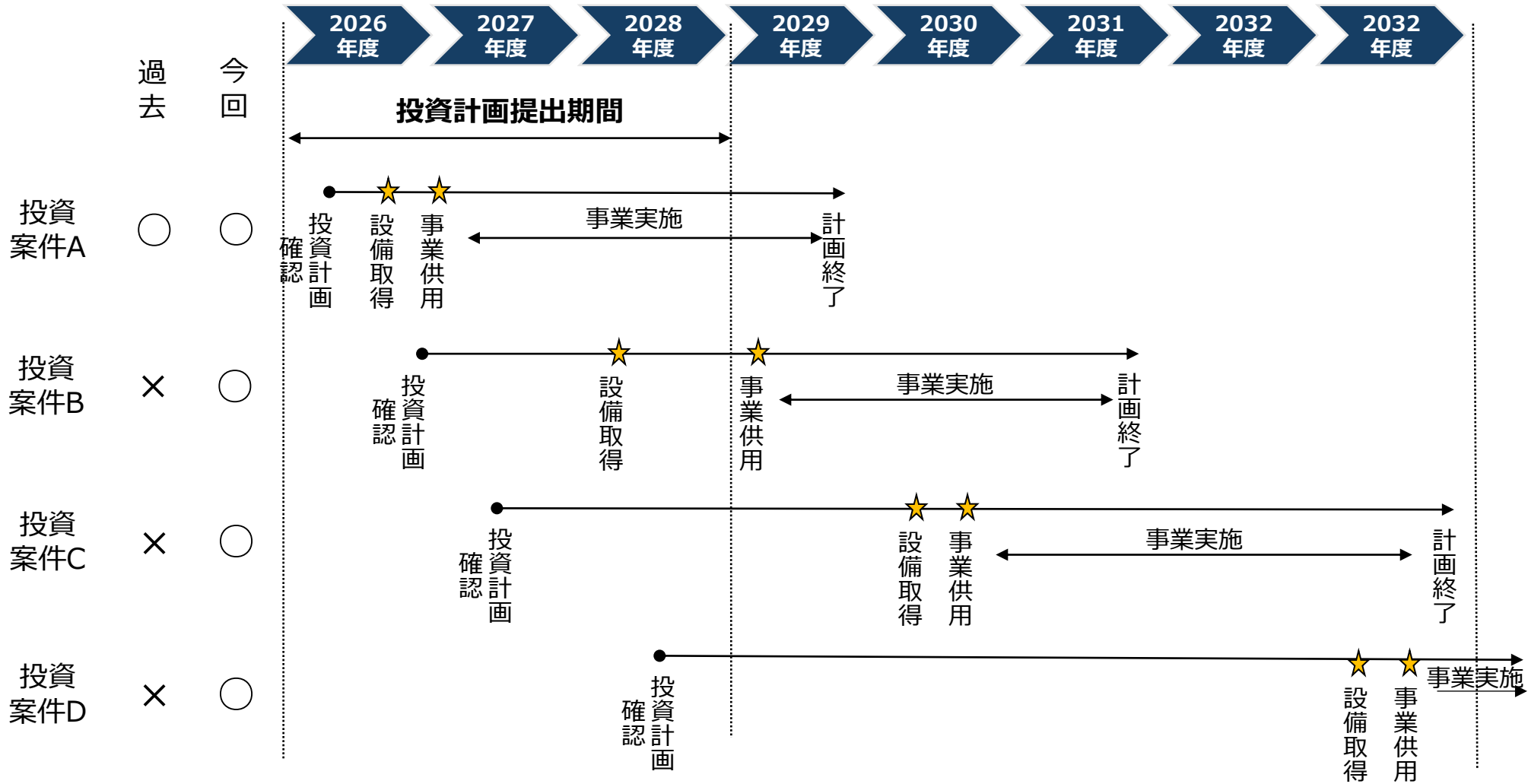
対象資産	詳細	投資額	税制インセンティブ
建物	 工場の建屋を新設	50億円	▶ 即時償却 (15億円のカッシュフロー改善効果)
機械装置	 自社製品の生産拡大のための機械装置を導入	30億円	▶ 税額控除 7 % (2.1億円の減税効果)
ソフトウェア	 製造ラインを自動制御するためのソフトウェアを導入	20億円	▶ 税額控除 7 % (1.4億円の減税効果)

効果

100億円の設備投資に対して、**19億円**程度の税制インセンティブを発揮。

措置期間

- 本税制は、**2029年（令和11年）3月までに経済産業大臣の確認**を受け、**確認の日から5年以内に事業に供する設備投資を対象**とするため、建設工事が長期化している大型設備投資にも適用が可能となる。



（注釈）過去とは「生産性向上設備投資促進税制」、今回とは「大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）」を指す。

繰越控除など

- 改正産業競争力強化法の認定を受けた法人は、**最大3年間の繰越控除を行うことが可能**となる。
- なお、本税制の対象となる特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人については、その**投資計画の期間中は、類似の設備投資税制の適用が制限**される。

繰越控除

控除限度超過額の繰越控除は、産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に**予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた法人**（繰越控除の適用を受けようとする事業年度終了の日までに、その認定を取り消された法人又はその認定に係る計画の計画期間が終了した法人を除く。）で**予見し難い国際経済事情の急激な変化への対応を確実に実施していることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限り、適用できる**こととする。

他の税制との関係

本税制の対象となる特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人については、その投資計画の期間中においては、次の制度（②の制度のうち繰越税額控除制度を除く。）の適用を受けることができない。

- ① 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（**地域未来投資促進税制**）
- ② 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（**中小企業経営強化税制**）
- ③ **カーボンニュートラルに向けた投資促進税制**